平成２２年（フ）第７５号
北海道苫小牧市明野新町１丁目３番16号２階
債務者　工藤　志保
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市矢代町１丁目７番12号　亀尾アパート
債務者　亀尾　容子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５３６号
仙台市宮城野区新田４丁目18番12―115号
債務者　齋藤　邦彦
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
宮城県大崎市古川保柳字城内252番地３
債務者　平野　和成
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
秋田県南秋田郡五城目町川崎字宮花10―70、住民票上の住所秋田県南秋田郡五城目町川崎字宮花10番地51
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４９号
秋田市将軍野南５丁目11番35号
債務者　永田　美保
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５０号
秋田市新屋日吉町15番６号
債務者　伊藤　祐子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５号
秋田市旭南１丁目14番30号　ドミカガヤ203
債務者　寺門　謙二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６号
秋田市大住３丁目１番40号
債務者　畠山　博子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８号
秋田県潟上市天王字二田１番地４
債務者　石場　清美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１号
秋田市外旭川字梶ノ目123番地　サンハイツ石川13号
債務者　小松　　航
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６４号
秋田市雄和平沢字金沢78番地３
債務者　渡邉由香子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６号
茨城県土浦市田中２丁目10番11号　サンコーポ三村105
債務者　小勝　富和
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見1881番地62
債務者　倉田　廣康
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３号
茨城県石岡市大砂10210番地12
債務者　七谷　広治
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見3173番地４　サンコープラント阿見寮328号
債務者　末永　昭弘
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６号
茨城県つくば市春日３丁目19番地２　センチュリーつくば壱番館503号、前住所東京都目黒区中町１丁目25番10－605号　ユニフォート目黒中町
債務者　鳥越　宣明
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７７号
茨城県つくば市高崎720番地
債務者　石川恵美子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係